基金だより

2025年3月号

2025年度予算をお知らせします

2月18日に開催された代議員会において、当基金の2025年度予算が決まりましたので、概要をお知らせいたします。 基金では、事業計画に基づき、過去の実績や昨今の経済情勢の下で推計される基礎データの動向を考慮に入れて予算を編成しております。

予算の基礎数値

予算で計上されている収益や費用などの各項目は、次のような推計値を基に、算出されています。

実施事業所数



6 事業所

加入者数



723 人 (2025年度平均)

掛金(事業主負担)



加入者一人当たり(月額) リスク分担型掛金 18,510 円 事務費掛金 3,400 円

年金給付



年金額 108,811 千円 受給権者数 290 人

一時金給付



脱退一時金 8,561 千円 選択一時金 33,374 千円 遺族一時金 0 千円

積立金の状況



年金資産額(推計) 8,175,213 千円 (2025年3月31日見込)

年金経理

年金の給付や掛金の受け入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。 資産額は時価による推計で表示しています。

1年間の収支見込み

(予定損益計算書・経常収支)

基金の主な収入源である掛金、支出である年金・一時金の支払いのほか、 年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。

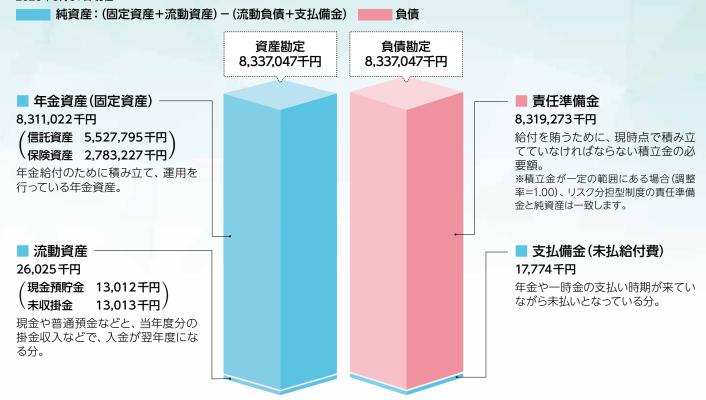
2025年4月1日~2026年3月31日 費用 収益 364,368千円 364,368千円 ■ 給付費 ■ 掛金等収入 150,746千円 160,593千円 年金や一時金を給付する額。 会社からの掛金。 ■ 運用報酬等 47.718千円 ■ 運用収益 信託銀行や生命保険会社など運用 203,775千円 機関に支払う運用手数料。 年金資産を信託銀行や生命保険会 社などの運用機関で運用して得る収 ■ 業務委託費 益(運用利回り:予定利率2.5%)。 4,070千円 総幹事会社に委託している財政運営 等企業年金制度運営全般のアドバイ ス業務の委託手数料。 責任準備金増加額 161,834千円

年度末時点の積立額(見込み)

(予定貸借対照表)

将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額 (責任準備金)と、保有する年金資産とのバランスを予測します。

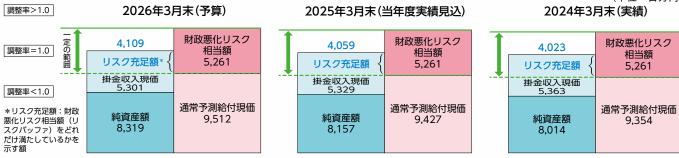
2026年3月31日現在



財政状況について:積立状況の見通し(事業計画・予算案ベース:みずほ信託銀行試算) 2025年3月末(当年度実績見込)、2026年3月末(予算)ともに「財政均衡状態」が見込まれます。

「財政均衡状態」では、給付額の調整は 行われません。

(単位:百万円)

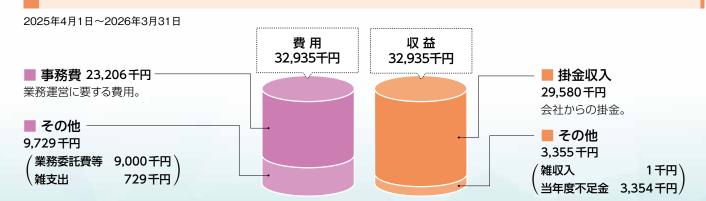


- ・財政悪化リスク相当額:通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額(リスクバッファ)
- ・通常予測給付現価:将来発生が見込まれる予想給付の現在価値 ・掛金収入現価:将来収入が予定されている掛金の現在価値
- ※2025年3月末資産状況は第3四半期末時点の運用利回りを参考に推計しています(当年度想定運用利回り:信託2.5%生保2.0%)。

業務経理 業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。

基金の運営に当たっては、各種費用の見直しを行い経費削減を図ります。





当基金の資産運用計画



基金では、将来の年金・一時金の支払いに備えて年金資産を積み立てています。この年金資産は、掛金と、掛金を運用して得た収益で賄っています。 運用にあたっては、安全かつ効率的に収益を確保するために「運用の基本方針」を策定しています。

当基金の資産運用にあたっては、専門知識を有する受託銀行のコンサルティングを受け、資産運用委員会、代議員会の審議を経て、基本方針を策定し、これに基づき次のように政策的資産構成割合を決定しております。

今般の代議員会において、2025年度も引き続き、下記の政策アセットミックスに基づいた資産運用を行う事業計画案が承認されました。

■ 運用の基本方針 (概要)

目的

年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実に行うため、また、リスク管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

目標

各資産の市場収益率(以下「ベンチマーク」という)を政策的資産構成割合(以下「政策アセットミックス」という)に応じて組み合わせた収益率(以下「複合ベンチマーク」という)を長期的に上回ることを運用目標とする。

資産構成

資産運用の目的を達成するため、特定の運用方法に集中しないよう分散投資に努め、当基金の成熟度や財政状況 を踏まえて、中長期的観点から最適なアセットミックスを策定し、また必要に応じこれを見直します。

※政策アセットミックスは、中長期的な観点から策定される年金制度全体の資産配分計画です。運用成果は資産配分に大きく影響され、変動幅の約90%は資産配分により決定されるとの研究結果もあります。資産運用において最も重要なのは、その制度の実態に最適な政策アセットミックスの策定と管理であると考えられています。

■ 政策的資産構成割合(政策アセットミックス) 【中期】 期待リターン 2.80% リスク(標準偏差) 4.88%

リスク分担型企業年金の資産運用の基本的な考え方:一定範囲内の運用のブレは、受給者の方への給付にも影響しません。むしろリスクを抑えすぎて、長期的に予定利率を達成できないことのほうが問題となります。

	グローバル債券	国内株式	外国株式	一般勘定	オルタナティブ等	短期資産	積立金合計
中心値 (%)	18.0	14.0	12.0	21.0	34.0	1.0	100.0
運用レンジ (%)	±10.0	±10.0	±10.0	±10.0	±10.0	0~10.0	_

※運用レンジ (許容範囲) …実際の運用においては、政策アセットミックスを保つことが理想ですが、市場の変動などにより実際のアセットミックスとの間に乖離が生じた場合も、その修正を必要としない範囲のことです。

グローバル債券 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	 国内債券・外国債券をグローバル債券に一本化。金利情勢に応じて、国内債券・外国債券(原則円ヘッジ付)を使い分ける。 満期償還まで保有すれば元本と一定利率の保証がある安全性資産。 国内債券に比べ比較的高金利が望めるが、為替相場の影響などに留意する必要がある。 高収益が期待できるリスク性資産。 為替リスクはあるが、各国の資産価格に変動があるため、リスク分散と高収益が見込まれる。 相場環境にかかわらず、元本と一定の利率が保証されている安全性資産。 債券や株式などの伝統的な資産とは異なる資産(不動産など)。伝統的資産との相関性が低い。
オルタナティブ投資 ――	─ 債券や株式などの伝統的な資産とは異なる資産(不動産など)。伝統的資産との相関性が低い。
	国内債券 ————————————————————————————————————

■ 当基金採用のオルタナティブ投資について

当基金資産構成上のニーズにより各金融機関との協議、代議員会の承認を得て、下記のようなファンドに投資しています。

①国内不動産	- 取引所に上場せず、オープンエンドで運用される。非上場のため、金融市場の動向に強く影響されることなく、
	リスクを分散しつつ長期安定的に不動産賃料によるインカム収益を享受することが期待できる。
②非上場資産 ——————	- 複数の非上場の海外低流動性資産を組み入れたパッケージ商品(プライベート・エクイティ /デッド、インフラ
	ストラクチャー、不動産といった複数のプライベート資産に投資するマルチアセット戦略)。
③リスクコントロール型ファンド ―	- 経済・市場環境分析をもとに、魅力度の高い資産に追加配分し、リスクの変動に応じリバランスを実施して、目
	標収益の獲得を目指す。
④生損保ファンド —————	- 既に解約手続き済。保険事故による支払金額の確定待ちや、解約条件/ゲート条項による返還を待っており、残高
	は総資産額の約1%弱。
⑤その他	- ○複数のオルタナティブ資産を組み入れたパッケージ商品
	○様々な案件に投資や融資を行うマルチアセット型ファンド(潜在的に高い期待リターンが見込まれる割安銘柄
	の発掘が得意)

^{※「}運用の基本方針」について、ご意見がある場合は、最終頁に記載の〈照会先〉までご連絡ください。

(金) 年金ハッシュタグ

#「年収の壁」と制度改革の方向性

令和6年の衆議院選挙以降、所得税課税の年収基準である#103万円の引き上げが注目され、いわゆる#年収の壁に大いに関心が集まりました。この#年収の壁が、税制改正や年金制度改正によって変わりつつあります。

年収の壁には、税金に関わるものと社会保険に関わるものがある

一口に#年収の壁と言っても、税金の課税ラインとなる壁や社会保険料の支払い対象ラインとなる壁など、幾つか存在します(表参照)。

税金に関わるものでは、年収が#100万円を超える と住民税が、#103万円を超えると所得税の支払いが 発生します。本人ではなく、扶養者である配偶者の所 得控除に関係する壁もあり、本人の年収が#150万円 を超えると、配偶者が受ける#配偶者特別控除(満額 38万円)が年収に応じて減額されます。

このうち103万円については、政府の#税制改正大綱において引き上げの案が提示されています。103万円というのは、所得税の控除額である基礎控除(48万円)と給与所得控除(55万円)の合計額ですが、大綱では、#各控除額を10万円引き上げ123万円*とすることが示されています。

*令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定)

表●「年収の壁」の概要

年収	短時間労働者本人への影響	配偶者への影響		
201万円超	_	[税 金] 配偶者特別控除の対象ではなくなる		
150万円超	_	[税 金] 配偶者特別控除 (38万円) が減額される		
130万円超	[社会保険] 被扶養者から外れ、本人が社会保険へ加入	_		
106万円超	[社会保険] 健康保険・厚生年金保険の加入対象となる ※従業員51人以上の企業に勤める場合	_		
103万円超	[税 金] 所得税の支払いが発生する	_		
100万円超	[税 金] 住民税の支払いが発生する	_		

※厚生労働省『年収の壁について知ろう』より編集部作成。

社会保険の適用拡大により、将来的には106万円の壁撤廃の方向へ

社会保険においては、#130万円を超えると配偶者の扶養(第3号被保険者の対象)から外れ、自身で社会保険料を支払う必要があることから、「130万円の壁」は多くの人に認識されています。

一方、#従業員51人以上*1の企業に勤める場合に、#健康保険・厚生年金保険へ加入することになる年収基準が106万円です。実際には、#月額8.8万円(年収計算で約106万円)以上の賃金と規定されています。他にも「週の労働時間が20時間以上」「2ヵ月を超えて働く予定」「学生ではない」といった要件があり、

これらすべてを満たすことが必要です。

なお、パート・アルバイトで働く#短時間労働者*2 に対しては、さらに社会保険への加入を推進する方針が示されており、#次期年金制度改正に向けた検討を行う社会保障審議会年金部会は「議論の整理」において、#従業員51人以上の企業規模要件および#月額8.8 万円の賃金要件の撤廃を提案しています。将来的に106万円の壁はなくなる見通しです。

- *1 厚生年金保険被保険者数が常時51人以上。
- *2 週の所定労働時間または月の所定労働日数が通常の労働者の4 分の3未満で働く人。



企業年金ラボ



iDeCo(イデコ)とは?



「iDeCo(イデコ)」という言葉は目や耳にしたことがあるけれど、 詳しいことはよく分からないという方もいらっしゃると思いま す。今回はiDeCoがどのような制度か見ていきましょう。



iDeCoは自分で掛金を支払って運用する私的年金

iDeCoは、国民年金や厚生年金保険といった公的年金に上乗せして給付を受け取れる私的年金です。私的年金ですので、加入は任意です。加入者は自分で掛金を支払い、運用方法を選択して掛金を運用し、積み立てた掛金と運用益を合わせた金額を将来受け取ることができます。掛金は全額所得控除され、所得税・住民税が軽減されます。運用益が出た場合は非課税となり、給付を受けるときにも所得控除を受けられます。また、掛金は65歳まで支払うことができ、将来的には70歳まで引き上げられる見通しです。老齢給付は60歳以降に受け取ることができます。給付は「一時金」「年金」「一時金と年金の組み合わせ」の3種類から選択することができます。



加入している制度によって掛金の上限がある

iDeCoには、原則として国民年金に加入している人であれば誰でも加入することができます。

ただし、下表のように加入している制度によって掛金に上限が設けられています。 まずは自分が加入している制度を確認し、老後の資産形成の一つとしてiDeCoへ の加入を検討してみてはいかがでしょうか。

	掛金の上限額			
国民年金の第1	号被保険者・任意加入者	•••••	月額6.8万円 (年額81.6万円)	
	企業年金制度がない人	 	月額2.3万円 (年額27.6万円)	
国民年金の 第2号被保険者	企業型DC(確定拠出年金) のみに加入している人	·····		
第2号被保険省 (厚生年金保険加入者)	DB(確定給付企業年金)と 企業型DCに加入している人	·····	月額2.0万円* (年額24.0万円)	
	DBのみに加入している人 (当基金加入者が該当)	·····		
国民年金	の第3号被保険者	·····>	月額2.3万円 (年額27.6万円)	

^{*}月額5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額) 月額2万円を上限 iDeCoに加入している方が当基金を脱退された場合(定年、中途退職された方)は、ご自身で運営管理機関 宛に、DB非加入者の手続き(事項訂正手続き)を行ってください。また、既にiDeCoに加入している方が、 当基金に加入された場合も運営管理機関への手続きが必要となります。



NEWS CLIP

気になるニュースをピックアップ!

被用者保険の適用拡大が進められています

政府は、これまでパートやアルバイトといった短時間労働者のうち、健康保険・厚生年金保険(被用者保険)の加入対象となる人の範囲を広げてきました。①週の所定労働時間が20時間以上ある②賞与や通勤手当などを含まない所定内賃金が月額8.8万円以上ある③継続して2ヵ月を超えて雇用される見込みがある④学生でない——ことに加え、雇用されている企業の従業員数によって加入対象となるかどうか判断しています。

企業の従業員数については、平成28年10月から 段階的に拡大され、令和6年10月から従業員数51人 以上の企業で雇用されている短時間労働者は被用者 保険に加入することが義務付けられるようになりま した。

現在、厚生労働省では次期年金制度改正に向けた 議論を進めており、被用者保険の適用拡大について も所定労働時間や所定内賃金、企業の従業員数など 要件の見直しが論点として示されています。

令和7年度の年金額は1.9%引き上げに

年金額は物価と賃金の変動に応じて毎年度改定されています。物価が賃金を上回る場合、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金の変動率を年金額改定に用いることになっています。令和7年度は、物価変動率(2.7%)が名目手取り賃金変動率(2.3%)よりも高くなったため、名目手取り賃金変動率を用いて年金額を改定します。

また、物価と賃金がプラスの場合、将来の現役世代 の負担が大きくなり過ぎないようにするため、少子 高齢化の影響を加味したマクロ経済スライドで年金額の調整を行います。今回は、マクロ経済スライドによる調整率▲0.4%を反映して1.9%となります。

年金と給与・賞与を合わせた額が50万円を上回った場合、年金の一部または全部が停止される在職老齢年金については、令和7年度の名目賃金変動率が2.3%になったことから、51万円に変更されます。

今回の年金額改定では、多様なライフコースに応 じた年金額も合わせて公表されています。

オンラインでできる年金手続きの種類が増えています

日本年金機構では、マイナポータルとねんきん ネットを連携させた電子申請サービスを拡充してい ます。

65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受けている 人が65歳になった際に提出する年金請求書につい て、令和7年1月から電子申請で手続きができるよう になりました。また、年金受取口座を変更する場合 の電子申請のほか、年金生活者支援給付金請求書の 電子申請もできるようになりました。

また、令和6年6月からは、年金請求書の電子申請

が可能となりましたが、配偶者や子がいる場合などは対象外となっていました。令和7年3月からは、配偶者や子がいる場合でも電子申請ができるようになります。

さらに令和6年8月からねんきんネットを活用することにより、納付書がなくても国民年金保険料をインターネットバンキングで支払うことが可能になりました。

日本年金機構は、今後もオンライン化に向けた取り組みを進めていくとしています。